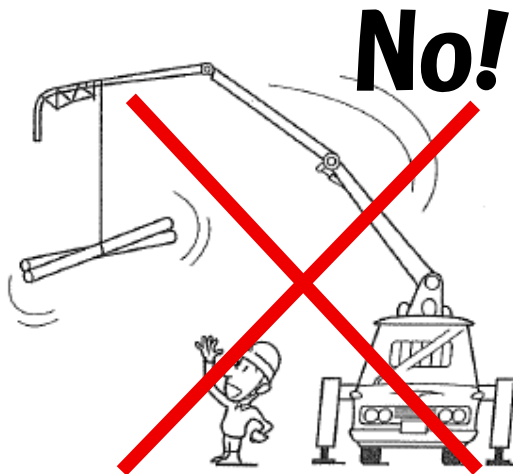


各位

近畿生コンクリート圧送協同組合
安全技術委員会

ブームの用途外使用禁止の徹底について (注意喚起)

コンクリートポンプ車のブームを、圧送作業以外の用途（荷のつり上げ、労働者の昇降等）に使用することは、**労働安全衛生規則第 164 条第 1 項**により禁止されています。



【安全衛生規則第 164 条第 1 項】
事業者は、車両系建設機械をパワーショベルによる荷のつり上げ、クラムシエルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

ブームの用途外使用の禁止

(「最新コンクリートポンプ圧送マニュアル」より)

ブームの損傷による作業停止やポンプ車の転倒、落下事故、第三者災害といった重大事故につながる可能性があるため、下記項目の徹底遵守を全圧送従事者に周知しています。

- ブームの用途外使用は絶対にしない！
- ブームの用途外使用を依頼されても応じない！